スライド条項の運用について

高石市総務部財政課

原材料費等の価格高騰を踏まえた適正な請負代金額の確保のため、高石市の建設工事請負標準契約書第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）において、契約締結後においても受注者からの協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施することができる規定を設けています。

つきましては、当該条文に基づくスライド条項の運用等についてお知らせします。

記

１．各種スライド条項解説（国土交通省ホームページより）

項目		全体スライド （第1～4項）	単品スライド （第5項）	インフレスライド （第6項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1．5%	対象工事費の1．0% （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の1．0% （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

２．参考ホームページ

国土交通省

「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

URL：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

【問い合わせ先】
高石市 総務部 財政課 契約検査係
ＴＥＬ　：（直通）072-275-6209
ＭＡＩＬ：keiyaku@city.takaishi.lg.jp